

福岡県立嘉穂東高等学校（全日制）同窓会規約

第一章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、福岡県立嘉穂東高等学校（全日制）同窓会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、会員協同して同窓としての親睦を深め、母校の発展に尽くし、併せて社会奉仕につとめることを目的とする。

（事 業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）講習会、講演会、記念会の開催に関する事
- （2）母校教育についての後援に関する事
- （3）会誌及び会員名簿の発行に関する事
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（事務所）

第 4 条 本会は、事務所を福岡県飯塚市大字立岩 1 7 3 0 - 5 の母校に置く。

（組 織）

第 5 条 本会は、会員、客員、準会員、特別会員をもって組織する。

（1）会員

- 嘉穂郡立技芸女学校本科卒業生
 - 同 補修科卒業生
 - 同 専科卒業生
 - 同 選科卒業生
- 嘉穂郡率実科高等女学校本科卒業生
 - 同 選科卒業生
- 嘉穂郡立飯塚高等女学校本科卒業生
 - 同 実科卒業生
 - 同 選科卒業生
- 福岡県立嘉穂高等女学校本科卒業生
 - 同 実科卒業生
 - 同 選科卒業生
- 福岡県嘉穂高等女学校本科卒業生
 - 同 専修科卒業生
 - 同 専攻科卒業生
 - 同 補習科卒業生
 - 同 併置中学卒業生
 - 同 附設教員養成所卒業生
- 福岡県立嘉穂女子高等学校本科卒業生
 - 同 併置中学校卒業生
- 福岡県立嘉穂東高等学校本科卒業生
 - 同 附設教員養成所卒業生
 - 同 養成科卒業生

（2）客員（現職員、旧職員）

（3）準会員（在校生）

（4）特別会員（母校に在籍したことがあって、本会に特に功労がある者）

（会員に対する処分）

第 6 条 会長は、本会の名誉を毀損する行為を行った会員を、理事会の議決を得て、除名することができる。

第二章 役員及び監事並びに理事等

(役員及び監事)

第 7 条 本会に次の役員及び監事を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 専門部長 3名
- (4) 監 事 2名

(役員及び監事の選任)

第 8 条 前条の役員及び監事は、総会において選任する。

2 選任の方法は規則で定める。

(役員及び監事の任期)

第 9 条 役員及び監事の任期は、就任後の第 2 回目の定時総会終結日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員及び監事に欠員が生じたときは、理事会の承認を受け補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 10 条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(専門部長)

第 11 条 専門部長は、本規約第 3 2 条から第 3 6 条に規定する会務を統括する。

(監 事)

第 12 条 監事は、本会の資産及び会計の状況を監査する。

2 監事は、本会の他の役員及び委員を兼ねることはできない。

(理 事)

第 13 条 理事は、次のとおりとし、会員の連絡・世話にあたる。

- (1) 支部長
- (2) 卒業生の各回期から 1 名

(名誉会長)

第 14 条 名誉会長は、母校の校長とする。

(顧 問)

第 15 条 顧問は、若干名とし、本会の歴代会長及び母校教頭に委嘱する。

第三章 会 議

(会 議)

第 16 条 会議は、総会、理事会、役員会、特別委員会、専門部会の 5 種とする。

(会議の成立要件及び表決)

第 17 条 会議は、出席した構成員をもって成立し、議事はその過半数の同意により決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第 18 条 総会は、出席した会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

(総会の招集)

第 19 条 総会は、定時と臨時の 2 種とし、会長がこれを招集する。

2 定時総会は、毎会計年度終了後 2 か月以内に毎年 1 回開催し、1 か年の予算決算及び理事会提案の重要事項を審議する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は理事会が必要と認めたときに開催することができる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関すること
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること
- (4) 重要な資産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関すること
- (5) 役員を選任に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総会及び理事会において総会の議決を要するものとして決議した事項に関すること

(理事会)

第21条 理事会は、出席した役員、理事をもって構成し、本会の執行機関とする。

2 理事会の議長は、出席した役員の中から会長が指名する。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 理事会の招集は、会日より2週間前までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができるものとする。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 総会に付議する議案に関すること
- (3) 規則、規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 事業の執行に関すること
- (5) その他会長から付託された事項に関すること
- (6) 総会を開催する暇がない場合で且つ緊急を要する事項に関すること
ただし、本条6号については、次の総会の承認を得なければならない。

(役員会)

第24条 役員会は、出席した役員をもって構成し、本会の統括運営機関とする。

2 役員会の議長は、出席した役員の中から会長が指名する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長がこれを招集する。

2 役員会の招集は、会日より2週間前までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができるものとする。

(役員会の議決事項)

第26条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業の運営に関すること
- (2) 理事会に付議する議案に関すること
- (3) その他会長から付託された事項に関すること
- (4) 理事会を開催する程の重要議案でない軽微な事項に関すること
ただし、本条4号については、次の理事会に報告しなければならない。

(特別委員会)

第27条 本会は、必要がある場合には、理事会の議決するところにより、特定の事項を行うため、特別委員会を設けることができるものとする。

2 前項の特別委員会について、必要な事項は理事会で定める。

(専門部会)

第28条 専門部会は、出席した部長、副部長及び部員をもって構成する。

2 専門部会の議長は、部長又は部長が指名する者とする。

(専門部会の招集)

第29条 専門部会は、部長がこれを招集する。

2 専門部会の招集は、会日より2週間前までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急の場合

はこれを短縮することができるものとする。

第四章 会務組織及び会務分掌

(会務組織)

第30条 本会の運営に必要な会務組織は、本章に定める。

(事務局)

第31条 本会の会務組織による事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長、事務局員をもって構成し、本会の庶務を所管し、本会の全ての会議に出席する義務を負う。

3 事務局長1名、事務局次長1名、事務局員若干名は、母校の教職員の中から会長が委嘱する。

4 事務局の運営に関しては、会長が定める。

(専門部)

第32条 本会の会務組織による事務を処理するため専門部を置く。

2 専門部は、総務部、財務部、企画広報部の3種とし、部長が選任した10名以内の者をもって構成し、別に定める事務を分掌する。

3 専門部の部長は、副部長の指名ほか専門部の運営についての権限を有する。

(専門部の会務分掌)

第33条 専門部の会務分掌は、本章に定めるところによる。

(総務部)

第34条 総務部においては、次の事務を分掌する。

- (1) 会議の開催に関すること
- (2) 庶務に関すること
- (3) その他、他の専門部の所掌に属しないこと

(財務部)

第35条 財務部においては、次の事務を分掌する。

- (1) 会費の徴収に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 金銭及び資産の管理に関すること
- (4) その他、前各号に付帯する事務に関すること

(企画広報部)

第36条 企画広報部においては、次の事務を分掌する。

- (1) 同窓会懇親会の基本事項に関すること
- (2) 会報、同窓会名簿、記念誌その他の編集及び発行に関すること
- (3) 広報に関すること
- (4) その他、広報研究に関すること

第五章 支 部

(支 部)

第37条 本会は、会員が多数在住している地域の設立発起人からの申し出があるときに、支部を設けることができるものとする。

2 支部の名称は及び区域は、当該支部で定め、本会理事会の承認を要する。

3 支部を解散するときは、本会理事会の承認を要する。

(支部の役員及び運営)

第38条 支部には、支部長、副支部長及びその他の役員を置く。

2 支部は、自主運営を基本とする。

3 支部は、支部規則の制定及び改廃並びにその運営について必要な事項については、本会理事会に報告するものとする。

第六章 会 計

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、10月1日から始まり、翌年9月30日に終わる。

(収 入)

第40条 本会の収入は、次に掲げるものをもってあてる。ただし、一度收受した金員については、いかなる場合も返還しないものとする。

- (1) 入会金
- (2) 会員会費
- (3) 準会員会費
- (4) 寄付金
- (5) 事業収益金

(入会金)

第41条 本会の会員となる者は、母校入学時にあらかじめ別に定める入会金を収めるものとする。

(会 費)

第42条 会員は、別に定める金員を会計年度内に会員会費として納付するものとする。

2 準会員は、別に定める金員を毎月準会員会費として納付するものとする。

附 則

本規約は、昭和49年10月27日から施行する。

附 則 (平成4年11月1日改正)

本規約は、一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成17年10月30日改正)

本規約は、一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成24年8月18日改正)

本規約は、一部改正し、平成24年10月27日から施行する。